イ　金融商品取引業（法第二条第十一項に規定する登録金融機関が行う法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務を含む。）のうち、有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。ロにおいて同じ。）以外の業務 ［ロ・ハ　略］ 三　［略］	イ　金融商品取引業（法第二条第十一項に規定する登録金融機関が行う法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務を含む。）のうち、有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。ロにおいて同じ。）以外の業務 ［ロ・ハ　同上］ 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省・経済産業省告示第三号

電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十九年十二月二十七日

総務大臣　野田　聖子
経済産業大臣　世耕　弘成

電子委任状の普及を促進するための基本的な指針

この指針は、電子委任状の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、電子委任状の普及の意義及び目標に関する事項、電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるための施策に関する基本的な事項、電子委任状に記録される情報の記録方法の標準その他電子委任状の信頼性の確保及び利便性の向上のための施策に関する基本的な事項、電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者の電子委任状取扱業務の実施の方法について法第五条第一項の認定の基準となるべき事項その他電子委任状の普及を促進するために必要な事項を定めるものである。なお、この指針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第１　電子委任状の普及の意義及び目標に関する事項

１　契約の申込み等の手続や行政機関に対する申請等の手続を電子的に行うことは、企業の生産性の向上や行政運営の簡素化及び効率化、国民の利便性の向上につながることから、我が国は、これらの手続が原則として電子的に行われる「デジタルファースト」の実現を目指しており、この趣旨から、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）は、第十条において、これらの手続における情報通信技術の利用を促進するために必要な措置を講ずる旨を規定しているところである。同法は、第三条において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る旨を規定しており、既に平成二十八年一月から交付が行われている同法第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）を活用することは、この観点からも重要である。

また、電子委任状の普及は、本人に代わって電子的に手続を行う者の代理権を簡易かつ確実に証明することを可能にし、「デジタルファースト」の早期実現に資すると期待されるとともに、電子委任状の普及は、マイナンバーカードを用いた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第二条第一項に規定する電子署名及び同条第二項に規定する電子利用者証明の利用（以下「公的個人認証サービス」という。）を通じて、マイナンバーカードの更なる普及にも資すると期待され、マイナンバーカードの普及は、手続を電子的に行うことが可能となる者の増加を通じて、電子委任状の普及に寄与すると期待される。

２　電子委任状の利用により本人に代わって電子的に手続を行う者の代理権の簡易かつ確実な証明が可能となることで手続のオンライン化が推進される手続としては、例えば、次のようなものが想定され、総務省及び経済産業省（以下「主務省」という。）は、関係省庁や地方公共団体、関係機関等（以下「関係者」という。）と協力し、これらの手続における電子委任状の利用を推進し、「デジタルファースト」の早期実現を目指すものとする。

一　企業間で行われる電子契約、申込み等の手続
二　国及び地方公共団体の調達における電子入札等の手続
三　行政機関に対する電子申請等の手続

第２　電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるための施策に関する基本的な事項

１　主務省は、法第四条第一項の趣旨を踏まえ、関係者と協力し、パンフレットやマニュアル類の配布、セミナーや講習会の開催等の施策を講ずるものとする。

２　主務省は、法第四条第二項の規定に基づき、関係者と協力し、電子契約及び電子委任状に関する内外の動向の調査及び分析を行い、電子契約の当事者その他の関係者に対して当該調査により得られた情報及び当該分析の結果を提供するものとする。

第３　電子委任状に記録される情報の記録方法の標準その他電子委任状の信頼性の確保及び利便性の向上のための施策に関する基本的な事項

１　電子委任状に記録される情報の記録方法の標準

一　電子委任状は、次の事項を記録するものとする。
⑴　委任者に係る事項
⑵　受任者に係る事項
⑶　代理権、代理権の制限、委任期間その他の委任内容に係る事項
⑷　その他委任者又は電子委任状取扱事業者（電子委任状取扱業務を営む者をいう。以下同じ。）が必要と認める事項

二　電子委任状の記録方法は、次のいずれかの方式とする。
⑴　委任者が、電子委任状に記録すべき事項を記録した電磁的記録を自ら作成する方式（以下「委任者記録ファイル方式」という。）
⑵　電子委任状取扱事業者が、委任者の委託を受けて、電子委任状に記録すべき事項を受任者の利用する電子証明書（受任者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該受任者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録する方式（以下「電子証明書方式」という。）
⑶　電子委任状取扱事業者が、委任者の委託を受けて、電子委任状に記録すべき事項を受任者の利用する電子証明書とは別の電磁的記録に記録する方式（以下「取扱事業者記録ファイル方式」という。）

三　電子証明書方式においては、電子委任状に記録すべき事項を電子証明書（国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。）に別表第一の項目に従って記録することとする。

四　委任者記録ファイル方式及び取扱事業者記録ファイル方式においては、電子委任状に記録すべき事項をＸＭＬファイル又はＰＤＦファイルに記録することとし、ＸＭＬファイルに記録する場合は、別表第二の項目に従って記録することとする。

２　電子委任状の信頼性の確保及び利便性の向上のための基本的な措置

一　委任者記録ファイル方式においては、委任者が、電子委任状に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下「電子署名法」という。）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行うものとする。この場合において、委任者が行う電子署名は、次のいずれかでなければならない。
⑴　電子署名法第八条に規定する認定認証事業者又は電子署名法第十五条第二項に規定する認定外国認証事業者によりその認定に係る業務として電子署名法第二条第二項の規定による証明が行われるもの